

学位授与機構ニュース

National Institution for Academic Degrees

第2号

平成7年1月発行



★短大・高専卒業者等を対象とした学士の学位授与試験風景（12月18日(日)実施）★

目次

学位授与機構の意義

評議員会会長 飯島 宗一…………… 2

◆学位の申請・授与等の状況

○平成6年度4月期学位授与状況…………… 3

○平成6年度10月期学位授与申請状況…………… 5

○専攻科の認定申出状況…………… 6

◆すすかけ散策

「思い出」審査研究部長・教授 黒羽 亮一… 7

◆《シリーズ》新しい学士への途 Q&A

“基礎資格編”…………… 8

◆機構の窓

○会議の開催状況…………… 9

○委員の交代……………10

○刊行物案内……………10

○科目等履修生制度開設等の調査……………10

○郵便番号変更のお知らせ……………10

◆学位授与機構の構想についての提言②

○昭和63年12月 大学審議会「大学院制度の
弾力化について（答申）」―抜粋―……………11

―学位授与機構審査スケジュール―……………12

学位授与機構の意義

学位授与機構評議員会会長 飯島 宗一



学位は西欧の中世に大学が発生するとともに生れたもので、大学レベルの学業を了え、それを身につけたことの証しであり、社会的にはそれを確認するためのしるしであると言えることができる。そしてそれは大学と同じく本来国際的なもので、学士、修士、博士とも世界一般に通用する質を備えたものでなくてはならない。日本ではしばしば学位制度などはもはや古い。問題はひとりひとりの実力だとする意見も少なくない。それは一面においてもっともな議論だが、国際社会では学位の意味と効用は依然尊重されているのが現実で、それは中世的階層制の遺残であるというよりも、学問や技術の学習に対する尊重のあらわれと見られるものである。

それ故、大学は学位を授与するに当たって、社会の学問に対する尊敬と信頼に責任を以てこたえることが大事だし、また学位を取得した人はそれにふさわしい知識を持ち、実践する義務を国際的に負うていると言うべきだろう。もし私たちがそれを怠れば、日本の学位の信用は下落し、ひいて日本の高等教育のレベルは鼎の軽量を問われることになるだろう。円は高いが、日本の学位は安っぽいということになれば、それは悲劇である。

学位授与機構は創立以来すぐれた学位審査のシ

ステムの確立に努力し、またこの機構を通じて学位を得る人々は本当に真面目に中味のある学習を果たしているように思われる。それに日本の各大学の協力があることも心強いことである。この制度がさらに発展してゆくためには「学位授与機構ニュース」の第1号で田中機構長も述べておられる通り、「単位累積加算制度」がひとつの課題であり、焦点となろう。この制度は言うべくしてむづかしいことのように考えられがちだが、例えばドイツ圏の大学では、個々の単位はどこの大学で取ってもよく、またいわゆるカリキュラムは個々の学生がそれぞれに開講されている科目のなかから選んで構成するのが原則であった。ある学問分野の大学卒業資格を得るためにはもちろん一定の科目の履習が指定されているが、その履習のための単位のとり方は学生の自主性にまかされていたのである。つまりこれは一種の単位累積加算制といっていいもので、最終的には試験(スターツ、エクザーメン)で履習の効果をたしかめたのである。日本の場合は単位取得の場が大学のみに限られない点にむづかしさがあるが、学位授与機構は本来それをクリアする前提で出発しているのであり、実現に向けて検討の余地は十分にあるであろう。

学位授与機構が熱心な学習者に支えられて立派に発展してゆくことを心から願っている。

いいじま・そういち 大正11年生 医学博士
広島大学名誉教授・名古屋大学名誉教授、広島大学長、名古屋大学長、中央教育審議会委員、臨時教育審議会委員、大学審議会特別委員等を歴任。現在、愛知芸術文化センター総長。著書に、「学窓雑記」「世紀の境に」「組織病理アトラス」「最新病理学」など多数

学位の申請・授与等の状況

○51人に学士の学位を授与

－短大・高専卒業者等からの
平成6年度4月期申請分－

短期大学・高等専門学校卒業者等の学士の学位授与の申請は、毎年4月及び10月に受け付け、審査のうえ、例年9月及び翌年3月に学士の学位授与を決定しています。

平成6年度4月期の申請は9専攻分野、15の専攻の区分にわたる69人（前年同時期は33人）からの申請がありました。

これら申請者に係る学位授与の可否についての審査を、平成6年5月17日(火)開催の審査会に機構長から付託、審査会では修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行う専門委員会を指定、付託しました。各専門委員会においては試験問題を作成、6月19日(日)に東京都内及び大阪府内の2か所で試験を実施し、修得単位及び学修成果・試験の審査が行われました。

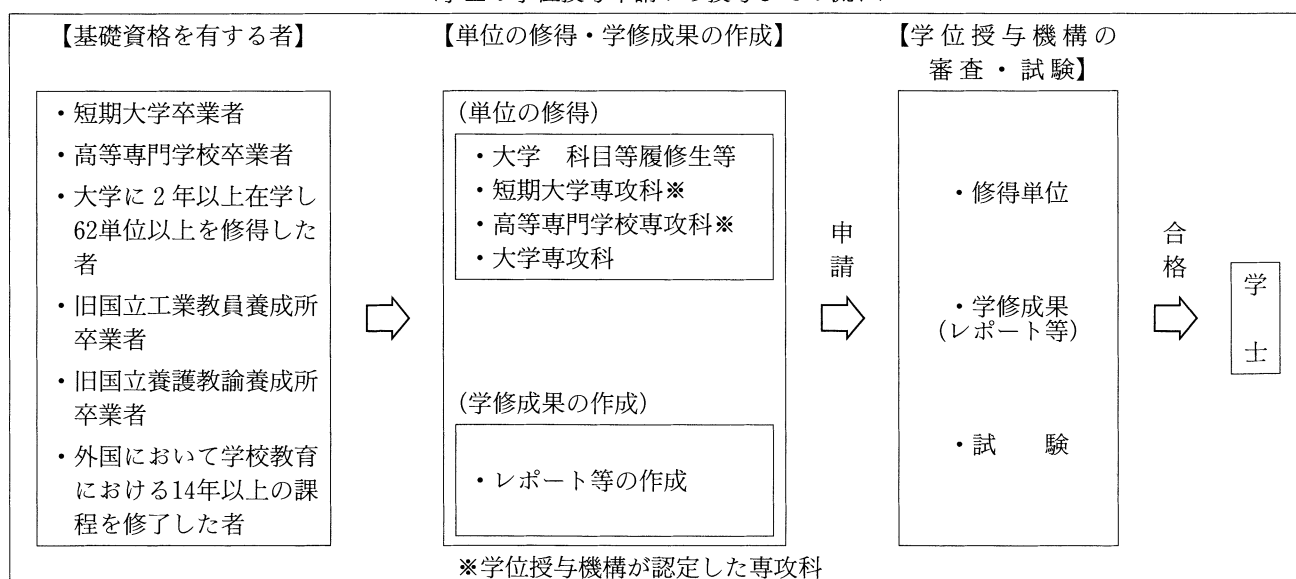
各専門委員会からの審査の結果は、8月29日(月)開催の審査会に報告され、学士の学位授与の可否について審査し、その結果が機構長に報告されました。

機構長は、審査会からの報告に基づき、合格者51人に対し、8月29日付けで学士の学位を授与しました。

〈申請者及び授与者数一覧〉

専攻分野	専攻の区分	申請者数	授与者数
教育学	教育学	1人	1人
社会学	社会福祉学	1	1
学芸	地域研究	1	1
経済学	経済学	1	0
理学	数学・情報系	2	2
	生物学系	1	1
看護学	看護学	35	20
保健衛生学	検査技術科学	2	2
	放射線技術科学	3	2
	理学・作業療法学	10	9
工学	電気電子工学	1	1
	土木工学	1	1
	建築学	1	1
芸術学	音楽	1	1
	美術	8	8
合 計		69	51

〈学士の学位授与申請から授与までの流れ〉



○86人に修士の学位授与

－大学院修士課程相当の課程修了者－

大学院の修士課程に相当する教育を行う課程として認定を受けた課程の修了者からの修士の学位の授与申請は、課程修了後1月以内に受け付け、6月以内に審査を実施し学位授与を行うこととしています。

平成6年3月には、防衛大学校理工学研究科及び職業能力開発大学校研究課程の認定課程の修了者86人（前年同時期75人）から申請がありました。

この申請に係る学位授与の可否の審査を、平成6年5月17日(火)開催の審査会に機構長から付託、審査会では論文の審査及び試験を行う専門委員会として理学及び工学の専門委員会を指定、審査の付託が行われ、両専門委員会に置かれた部会において、論文の審査及び口述による試験が各申請者ごとに実施されました。

両専門委員会からの審査の結果が、8月29日(月)開催の審査会に報告され、修士の学位授与の可否について審査し、その結果が機構長に報告されました。

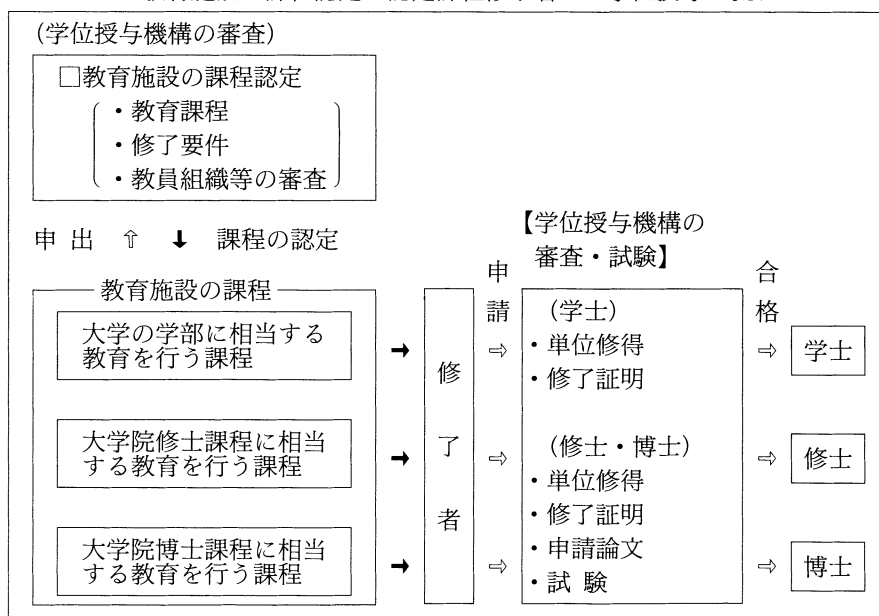
機構長は、審査会からの報告に基づき86人全員に対し、9月13日付けで修士の学位を授与しました。

なお、修士の学位記の伝達を、両大学校関係者に御来講いただき、9月13日(火)に行いました。

〈申請者及び授与者数一覧〉

専攻分野	申請者及び授与者数			備 考
	計	防衛大学校理工学研究科修了者	職業能力開発大学校研究課程修了者	
理学	人 3	1人	人	数 学 ・ 情 報 系
		2		物 理 学 ・ 地 学 系
工学	83	10	4	機 械 工 学
		15	4	電 気 電 子 工 学
		8		情 報 工 学
		7	3	応 用 化 学
		2	1	材 料 工 学
		4		土 木 工 学
			4	建 築 学
		10	3	応 用 物 理 学
		7		航 空 工 学
			1	福 祉 工 学
合計	86	66	20	

〈教育施設の課程認定と認定課程修了者への学位授与の流れ〉



○345人から学士の学位授与申請

－短大・高専卒業者等からの
平成6年度10月期申請分－

平成6年度10月期の短期大学、高等専門学校卒業者等からの学士の学位授与の申請を受け付けた結果、14専攻分野、25の専攻の区分にわたる345人から申請がありました。前年の同時期の申請者数（平成5年度10月期117人）と比べ、約3倍の大幅増加となりました。

申請者の基礎資格をみると、短期大学卒業者203人（うち認定専攻科修了見込みによる申請者149人）、高等専門学校卒業者123人（うち認定専攻科修了見込みによる申請者120人）、大学卒業者11人、大学中退者8人となっています。

なお、各専攻分野別の申請者の内訳は右の表のとおりです。「工学」（128人）及び「芸術学」（126人）の専攻分野の申請者数が全体の7割強を占めています。また、今回初めて「社会科学」、「栄養学」及び「家政学」の3専攻分野に学士の学位授与の申請がありました。

申請者の増加の傾向は、機構が行う学士の学位授与の制度が社会に周知されつつあること、また、認定専攻科の数も年々増加していることから、当分続くものと思われます。

今回申請の345人については、11月15日(火)開催の審査会に機構長から学位授与の可否についての審査の付託がなされ、審査会では修得単位及び学修成果の審査並びに試験を行う専門委員会を指定、付託が行われ、12月18日(日)に東京都内及び大阪府内の2か所で試験を行いました。

現在、修得単位の審査及び学修成果・試験の審査が進められており、3月までには合格者に学士の学位が授与されることとなります。

〈専攻の区分ごとの申請者数一覧〉

専攻分野	専攻区分	申請者数
文 学	英語・英米文学	(9) 9人
	歴 史 学	1
教 育 学	教 育 学	2
教 養	地 域 研 究	1
社 会 科 学	社 会 科 学	1
法 学	法 学	1
商 学	商 学	(7) 7
経 営 学	経 営 学	2
理 学	数学・情報系	1
	生 物 学 系	1
看 護 学	看 護 学	(11) 33
保 健 衛 生 学	検 査 技 術 科 学	5
	放 射 線 技 術 科 学	3
	理 学 ・ 作 業 療 法 学	18
栄 養 学	栄 養 学	(4) 4
工 学	機 械 工 学	(35) 36
	電 気 電 子 工 学	(34) 35
	情 報 工 学	(10) 10
	応 用 化 学	(22) 25
	材 料 工 学	(19) 20
	土 木 工 学	1
	建 築 学	1
家 政 学	家 政 学	(2) 2
芸 術 学	音 楽	(33) 33
	美 術	(83) 93
合 計		(269) 345

※（ ）内は認定専攻科修了見込みによる申請者数で、内数である。

○14人から博士の学位授与の申請

－大学院博士課程相当の課程修了者－

大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として認定された、防衛医科大学校医学教育部医学研究科の平成6年9月修了者14人から、平成6年10月に、博士の学位授与の申請がありました。

この申請に係る学位授与の審査が、11月15日(火)開催の審査会に機構長から付託、審査会では論文の審査及び試験を行う専門委員会として医学専門委員会を指定、付託が行われました。

現在、医学専門委員会では、各申請者ごとに論文の審査及び口述による試験が進められています。

○短期大学・高等専門学校専攻科

平成7年度認定の申出状況

短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科で、大学教育に相当する水準を有する等の機構が定める要件を満たすものの、平成7年度認定に係る申し出が平成6年9月30日で締め切れ、10専攻分野、21の専攻の区分にわたる申し出がありました。

この申し出に係る認定の可否についての審査は、11月15日(火)開催の審査会に機構長から付託、審査会では専攻科の教育課程、教員組織、施設設備等の審査を行う専門委員会を指定、付託が行われました。現在、各専門委員会で審査が進められています。

専攻科の認定の可否については、年度内に申し出のあった専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者に通知される予定です。

○「体育学」の修得単位の審査基準を策定

機構が授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称の一つである「体育学」の修得単位の審査基準は、体育学専門委員会で審議されていましたが、この度、平成6年11月15日(火)開催の審査会に体育学専門委員会での審査基準の審議経過及び審査基準(案)が報告され、審議の結果、専攻分野「体育学」の修得単位の審査基準が策定されました。

審査基準は、専攻に係る単位62単位以上のうち、専門的科目40単位以上、専門関連科目4単位以上とし、専門的科目は実技科目8単位を含み次の4区分にわたることとされました。

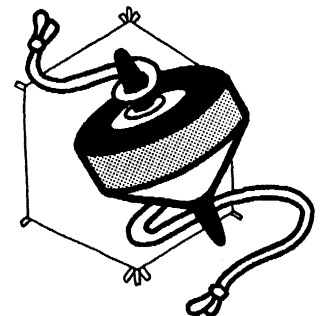
○体育科学に関する科目

○スポーツ科学に関する科目

○健康体力科学に関する科目

○保健体育教育に関する科目

この基準は、「新しい学士への途－平成7年度版－」に掲載されます。



策散けかす

「思い出」

学位授与機構審査研究部長・教授 黒羽亮一

ちょうど10年前の昭和60（1985）年秋、当時の職場だった日本経済新聞の論説委員室に、旧知の防衛大学校長の土田国保さんが訪ねてこられた。私は警察とは関係深い社会部記者が長く、前夫人が過激派の贈答品爆弾の犠牲になられた時には社会部長だった。偉い人の訪問に恐縮したが用件は、「臨時教育審議会の委員だそうだが防衛大学校卒に学位を与えるようにしてもらえないものか」ということだった。米国では、ウェスト・ポイントの陸軍士官学校やアナポリスの海軍兵学校卒は、一流大学卒なみのステータスを持っていることは私も知っていた。とって日本では文部省所轄以外の学校では学位が出せないというのは長い制度だし、難しい話が持ちこまれたというのが実感だった。「努力しますが一専門委員の力ではどうしようもありません。第4部会長の飯島先生に話してみてください」とアドヴァイスした。

しばらくして第4部会の席上で飯島先生から、省庁大学校への学位授与問題が議題として持ち出された。飯島先生は防衛庁や運輸省の希望を受けて、お忙しい中を、久里浜の防衛大学校はもちろん呉の海上保安大学校まで調査に行かれたという。総論としては異論のないことなので、学位授与機関の創設について「検討する」ことが、第二次答申（昭和61年4月）に盛られた。



それから5年後の平成2（1990）年6月、総合研究大学院大学の附属として学位授与機関創設調査委員会が設けられ、その委員にさせられた。臨教審以後はこの課題をフォローしていなかったが、大学審議会でも検討が進められて、平成元年7月にまとまった大学教育部会の審議概要で、創設の必要性が指摘されて、創設準備調査室の設置と委員会の開催の運びに

なったという。私の頭にあったのは、学士段階だけのことだったが、防衛大学校などには修士相当の課程が、また防衛医科大学校には博士課程があるという。しかも、博士課程の第一回修了の時期は平成3年秋に迫っているということも、はじめてこの委員会で知らされた。

また、上記の流れとは別に高等専門学校に2年課程の専攻科を設置する方向で準備が進んでいることも知らされた。臨教審第二次答申では、野巻きで表記した部分で「高等専門学校については、工業・商船以外の分野への拡大や名称変更を検討する」とし、さらにその説明部分で「あわせてその名称を専科大学（仮称）に変更することを検討する」としていた。他分野への拡大は学校教育法改正により実施されたが、名称変更問題は種々の事情で臨教審答申の方向では進まなかった。その代償措置というわけでもあるまいが、このような方向で高専の充実が図られていることに、好感を持ったものだし、専攻科は短大にもあるのだから、その充実策も何かあるのではないかと思い及んだのである。

創設調査委員会では、まさか自分が将来学位授与機関のスタッフになるなどとは夢にも思わずに、自由に発言をしたものだった。いまから思えば恥ずかしいような発言も多い。他の委員の方々も、なにしろ国内にはもちろん、外国にも雛形がないものなので、自由に、真剣に発言されていたように記憶している。

国立学校設置法と学校教育法の改正により、学位授与機関が発足したのは翌平成3年7月1日である。法案が成立した直後、開設時から併任教授になるように求められた（当時は筑波大学・大学研究センター長）。その時、ここに書いたような経緯もあり、何か運命のように思えて、逡巡することなく承諾したのであった。

くろは・りょういち 昭和3年生

日本経済新聞社東京支社編集委員・論説委員、

筑波大学教授、平成4年4月から現職、専門：教育政策

短期大学、高等専門学校卒業者等が科目等履修生として大学の単位を修得する等の方法により一定の学修を積み上げて学士の学位を取得する制度について、申請の基礎となる資格から学士の学位が授与されるまでをQ&A形式で掲載します。シリーズ第1回目は「基礎資格編」です。

Q 1 この制度を利用するには、まず「基礎資格を有する者」であることが必要とされていますが、それはどういうものですか？

A 「基礎資格を有する者」とは、「新しい学士への途」（この制度を説明した冊子）に記述してありますが、次のいずれかに該当する方です。

- ① 短期大学を卒業した者
- ② 高等専門学校を卒業した者
- ③ 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- ④ 旧国立工業教員養成所を卒業した者
- ⑤ 旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- ⑥ 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者

これらは、大学への編入学資格が認められている方で、学位授与機構の学士の学位授与の制度を利用するに当たって、基礎となる資格として法令に定められているものです。

Q 2 10年前に短期大学を卒業した者ですが、基礎資格はありますか？

A 基礎資格があります。
基礎資格については、その卒業等の時期に制限はありません。

Q 3 卒業した短期大学が廃止され、今は存在しませんが、基礎資格はありますか？

A 基礎資格があります。
基礎資格として必要とされているのは、短期大学を卒業した事実ですので、その学校が現存するか否かは問いません。

Q 4 大学を中途退学した者ですが、基礎資格はありますか？

A 2年以上在学し62単位以上を修得していれば基礎資格があります。

2年以上在学していても修得単位が62単位に満たない場合や、62単位以上修得していて

も在学期間が2年に満たない場合は、基礎資格がありません。

なお、休学の期間は在学期間には含まれませんので注意してください。

Q 5 現在、大学に在学中の者ですが、基礎資格はありますか？

A 現に大学に在学中の者は、その大学で学士の学位の取得を目指しているものであり、この学位授与制度の対象とはなりません。

Q 6 大学を3年で退学し大学院に入学（いわゆる飛び級）した者ですが、基礎資格はありますか？

A 「大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者」に該当するので、基礎資格があります。

大学院に在学中の者は、修士の学位（あるいは博士の学位）の取得を目指していることから、大学に在学中の者とは取扱いが異なります。

Q 7 専門学校を卒業した者ですが、基礎資格はありますか？

A 専門学校の卒業者は、現行の制度上大学への編入学が認められないため、基礎資格がありません。

Q 8 外国の短期大学に相当する学校を卒業した者ですが、基礎資格はありますか？

A 卒業された学校が当該国において、学校教育における14年以上の課程として大学への編入学が制度上認められている等、その課程が日本の短期大学、高等専門学校に相当すると認められる場合には、基礎資格があります。

外国の学校の修了（卒業）者については、基礎資格の確認等に時間がかかる場合がありますので、事前に学位授与機構に照会してください。

機 構 の 窓

○会議の開催状況

□運営委員会

第13回 平成6年9月19日(月)

・主な議事項目

- (1)教官人事について
- (2)専門委員候補者について
- (3)その他

□審査会

第21回 平成6年8月29日(月)

・主な議事項目

- (1)認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について
- (2)学士の学位授与に係る修得単位の審査基準について
- (3)学士の学位授与に係る審査について
- (4)その他

・審査会委員長の交代

菅野卓雄審査会委員長（東洋大学長）が今回限りで審査会委員を退任されることとなったため、後任の委員長に平則夫副委員長（東北大学教授）が選任されました。

第22回 平成6年11月15日(火)

・主な議事項目

- (1)学位規則第6条第1項に規定する学士の学位授与の審査の付託について
- (2)認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託について
- (3)認定課程修了者に係る学士の学位授与の審査について
- (4)短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定の審査の付託について
- (5)認定課程の変更に伴う再審査に係る事前の意見伺いについて
- (6)「短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科を修了する見込みの者に係る学士の学位授与申請の取扱いについて」の特例について
- (7)学士の学位授与に係る修得単位の審査基

準について

(8)その他

・審査会副委員長の選出

平則夫副委員長（東北大学教授）が委員長に就任されたため、後任の副委員長に和栗雄太郎委員（福岡大学教授）が選任されました。

□専門委員会

1. 平成6年度4月期の短期大学・高等専門学校卒業生等からの学士の学位授与申請及び認定課程修了者からの修士の学位授与申請等を受けて、審査会の付託により、関係の専門委員会・部会を6～7月にかけて開催し、学士については、申請者の修得単位、学修成果及び試験の審査、修士については、論文及び口頭試問の審査を実施しました。

・開催した専門委員会・部会

教育学専門委員会	1回
社会学専門委員会	
（社会福祉学部会）	2回
教養・学芸専門委員会	2回
経済学・商学・経営学専門委員会	1回
理学専門委員会	
（数学・情報系部会）	3回
（物理学・地学系部会）	1回
（生物学系部会）	2回
看護学・保健衛生学専門委員会	
（看護学部会）	2回
（検査技術科学部会）	1回
（放射線技術科学部会）	2回
（理学・作業療法学部会）	2回
工学専門委員会	
（機械工学部会）	4回
（電気電子工学部会）	6回
（情報工学部会）	3回
（応用化学部会）	4回
（材料工学部会）	1回
（土木工学部会）	5回
（建築学部会）	4回
（応用物理学部会）	3回

(航空工学部会)	2 回
(福祉工学部会)	2 回
芸術学専門委員会	
(音楽部会)	1 回
(美術部会)	2 回

- ② 「学位授与申請書類等」……………270円
 ③ ①と②の両方の場合 ……………390円

○科目等履修生制度開設等の調査

－学習情報企画調査研究会－

2. また、平成6年度10月期の短期大学・高等専門学校卒業者等からの学士の学位授与申請、認定課程修了者からの博士の学位授与申請及び短期大学・高等専門学校に置かれる専攻科からの認定申し出等を受けて、審査会の付託により、関係の専門委員会・部会を11月以降開催し、現在、それぞれ審査を行っています。

○委員の交代

菅野卓雄東洋大学長が運営委員会委員、審査会委員・委員長を辞任され、新たに評議員に就任されました。

・辞任（平成6年9月30日付）

運営委員会委員 菅野卓雄 東洋大学長
平成3.7.22～6.9.30

審査会委員 菅野卓雄 東洋大学長
平成3.7.26～6.9.30

・就任（平成6年10月1日付）

評議員会委員 菅野卓雄 東洋大学長
平成6.10.1～8.9.30

○刊行物案内

「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類等」の平成7年度版は、2月に発行予定です。

申請受付期間、試験日等が変更されますので、平成7年度に申請を希望の方は、必ず平成7年度版を取り寄せの上、申請してください。

冊子の請求方法

次のものを同封の上、請求してください。

- ・送付先を明記した返信用封筒（角2型：A4版の入るもの）
 - ・必要とする冊子の名称を記入したメモ
 - ・返信用切手（返信用封筒に貼付のこと）
- ① 「新しい学士への途」……………270円

高等教育段階の種々な学習機会とその内容、アクセスの方法等に関する情報の収集、整理及び提供の在り方等についての調査研究を行う学習情報企画調査研究会が、平成6年8月9日（火）に開催され、本年度の調査研究事項等が次のとおり決定されました。

1. 大学及び大学院における次の状況等

- ① 科目等履修生制度の開設状況等の調査及び「科目等履修生制度の開設大学一覧」の発行
- ② 学位に付記する専攻分野の名称の調査
- ③ 開設授業科目・単位数、履修方法及び講義内容等を記載した資料の収集

2. 「学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」の発行

1については、各国公立私立大学長あて平成6年8月10日付け学機構学第83号により、2については、認定専攻科を置く各短期大学長・高等専門学校長あて平成6年8月11日付け学機構学第85号により、いずれも平成6年9月16日までに、調査、関係資料等を送付くださるよう依頼しました。

「科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」は平成7年2月中に発行し、学習機会の情報提供として、各大学をはじめ広く学習者に紹介される予定です。

調査等に御協力いただきました各大学等の担当者の方々に、お礼申し上げます。

○郵便番号変更のお知らせ

平成6年11月6日から神奈川県横浜市の行政区の再編成に伴い、本機構の郵便番号が『227』から『226』へ変更となりましたのでお知らせします。なお、住所等の変更はありません。

◆学位授与機構の構想についての提言②

○大学院制度の弾力化について（答申）

— 抜粋 —

〔昭和63年12月〕
〔大学審議会〕

3. 大学院の教育課程に関する事項

(1) 教育方法、形態

- ⑤ 大学院教育を中断した者が再度大学院に入学した場合に、大学院において教育上有益と認めるときは、既に修得した単位を当該大学院で修得したものとみなすことが適切である。

⑤ 単位の累積加算

ア 今後、本格的な生涯学習時代を迎え、社会人が大学院に入学、再入学することが増加すると予想される。このため、大学院教育を中断した者が再度大学院に入学した場合に、当該大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院で修得した単位を含め、これまで修得した単位を当該大学院で修得したものとみなすことが適切である。

イ なお、一つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合に、学位が授与されるいわゆる単位累積加算制度については、学位授与機関の在り方に関する検討や学部段階における単位累積加算制度の検討との関連もあり、今後更に検討する必要がある。

— 編集後記 —

◇ あけましておめでとうございます。

昨年は、全国的に猛暑渇水に見舞われる等、大変な1年でした。機構の学位授与業務は、関係者の皆様の御尽力によりまして、おかげさまで順調に推移することができました。

◇ 今回、評議員会会長飯島宗一先生に「学位授与機構の意義」について御執筆いただきました。

先生は、学位授与機構の創設の端緒になった臨時教育審議会（時限立法により昭和59年8月21日から3年間設置）委員及び第4部会（高等教育の改革）の部会長として、さらに平成2年6月に設置された学位授与機関創設調査委員会委員長として、学位授与機構の組織編成、事業内容等のとりまとめにあたられました。

学位の必要性、機構が果たすべき役割についての御提言と励ましの言葉をいただきました。ありがとうございました。

◇ 平成6年10月期の学士の学位授与申請者数、短期大学・高等専門学校の特攻科の認定申し出件数が前年同期に比べ大幅な増加となりました。

た。

審査にあたられる専門委員の先生方にはお忙しいところを御苦勞様でございますが、よろしくお願いいたします。

◇ 機構に関係する皆様からのお話を掲載するコーナーを設けることとしました。第1回は、本機構の黒羽亮一審査研究部長・教授にお願いしました。

◇ また、シリーズ「新しい学士への途 Q&A」欄を設け、機構の学位授与の手続き等の疑問に分かりやすくお答えしてまいります。

◇ 学位の授与申請の手続き等について、疑問点、質問等がありましたらお気軽にお問い合わせください。

◇ 今年の干支は亥(イ)。学位授与業務が猪突ではなく、この1年さらに着実に邁進している初夢を見ました。平成7年も学位授与機構をよろしくお願いいたします。

(K.I.)

—学位授与機構審査スケジュール—

(平成7年1月～平成7年3月)

区分	学士の学位授与 (6条1項関係)	専攻科認定関係	各省庁大学校関係 (6条2項関係)
1月	○専門委員会(～1月下旬) 学修成果・試験の審査 総合判定 審 査 会 (1 月 下 旬)	○専門委員会(～1月下旬) 教育組織等の審査	○専門委員会(1月中旬) 口頭試問の実施 可否の判定
2月	学士の学位授与(～3月下旬)		博士の学位授与
3月		審 査 会 (3 月 中 旬)	学部相当課程修了予定者から 申請受付 学士の学位授与

編 集 学位授与機構広報委員会
〒226 神奈川県横浜市緑区
長津田町4259番地
☎ 045-922-6441
印 刷 (株)昭和工業写真印刷所
〒108 東京都港区三田5-14-3
☎ 03-3452-8451